

## 福島県企業局請負工事成績評定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島県企業局の所掌する請負工事成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事成績評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、工事請負業者の適正な評価及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、1件の請負金額が500万円以上の工事とする。

2 次の工事及び業務委託については対象外とする。

(1) 解体工事

(2) 橋梁や機械・設備等の工場製作のみの工事

(3) 廃業等により工事請負業者が不在の場合

### (評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

評定者	本局	いわき事業所
第1評定者	担当監督員	担当監督員
第2評定者	工業用水道課主任主査（施設管理担当）又は工業用水道課長	施設管理課長又は次長（業務担当）
第3評定者	工事検査員（福島県企業局工事検査実施要綱第4条）	工事検査員（福島県企業局工事検査実施要綱第4条）

2 前項によりがたい場合は、別途契約権者が指定する。

### (評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。

ただし、一つの工事の評定者が複数の場合においては、それらの者が協議して評定を行うものとする。

2 評価項目以外の要素により、評定を調整する必要がある場合には、別に定めるところにより評定を加点又は減点することができる。

3 評定の方法は別に定める手順により行うものとし、その結果は別に定める工事成績評定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

### (評定の時期)

第6条 第1評定及び第2評定は工事が竣工したとき又は一部竣工したときに行うものとし、第1評定者及び第2評定者は当該工事の竣工検査又は一部竣工検査の前日までに契約権者の確認を受けるものとする。

2 第3評定は当該工事の検査（ただし、中間検査を除く。）を実施したときに行うものとし、第3評定者は当該工事の評定表等について契約権者に通知するものとする。

3 前項の通知は、検査を実施した日から30日以内に行わなければならない。

（評定点の通知）

第7条 契約権者は第3評定者から評定表等の通知があった場合、速やかに当該工事の請負者に評定点を別紙様式第1により通知するものとする。

2 評定要綱第8条に基づき評定を修正した場合も同様とする。

（評価の修正）

第8条 契約権者は、第7条の通知をした後、必要があると認められる場合には、当該評定を修正しなければならない。ただし、第3評定者の評定を修正する場合は、第3評定者に協議しなければならない。

（説明請求等）

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、通知を行った契約権者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第10条 契約権者は、評定点の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに別紙様式2により回答するものとする。

2 契約権者は、前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

3 前項の工事成績評価委員会は別紙1「福島県企業局工事成績評定評価委員会規則」及び別紙2「福島県企業局いわき事業所工事成績評定評価委員会規則」に定める規則に基づき設置するものとする。

附則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約権者

〇〇 〇〇 印

### 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、福島県企業局請負工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

おって、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

#### 記

- 1 工 事 名 工事
- 2 工 事 番 号 第 号
- 3 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
- 4 竣工検査年月日 平成 年 月 日
- 5 成 績 評 定

① 評定点 点 項目別評定点は、別紙1のとおり  
(①修正評定点 点【評定点が修正された場合のみ】)

- 6 送付先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号(西庁舎4階)

福島県企業局経営企画課 TEL 024-521-7573 内線3810

若しくは、〒971-8185 福島県いわき市泉町字小山310番地  
福島県企業局いわき事業所総務課 TEL 0246-56-5821

## 項目別評定点

評価項目	細 別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/3.2 点
	II. 配置技術者	/3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/11.7 点
	II. 工程管理	/9.3 点
	III. 安全対策	/10.7 点
	IV. 対外対策	/3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/13.9 点
	II. 品質	/15.9 点
	III. 出来ばえ	/8.5 点
4. 高度技術 (加点のみ)	高度技術	/6.0 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	創意工夫	/3.6 点
6. 環境対策 (加点のみ)	環境対策	/3.6 点
7. 社会性等 (加点のみ)	地域への貢献等	/6.4 点
総合点合計		/100 点

評定点合計は、小数第 1 位を四捨五入し整数としています。

別紙様式第2

〇〇〇〇第 号  
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約権者

〇〇 〇〇 印

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 番 号 第
- 3 疑問に対する回答

工事  
号

別紙 1

## 福島県企業局工事成績評定評価委員会規則

(趣旨)

第1 本規則は、福島県企業局本局に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、福島県企業局本局の所掌する請負工事で、次の事項について審議するものとする。

(1) 福島県企業局請負工事成績評定要綱第7条に基づき通知した評定について同要綱第10条により契約権者から意見を求められた事項

(2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

(1) 企業局次長

(2) 経営企画課長

(3) 工業用水道課長

(4) 当該工事検査員

(5) 当該工事監督員

(6) その他、委員長が必要と認める職員

2 委員長は、企業局次長とする。

3 委員長に事故があるときは、経営企画課長が職務を代理する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 請負者から説明を求められた内容等について、軽易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに、処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、経営企画課が行う。

### 附則

1. この規則は平成21年10月1日から施行する。

別紙2

## 福島県企業局いわき事業所工事成績評定評価委員会規則

(趣旨)

第1 本規則は、福島県企業局いわき事業所に設置する工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2 委員会は、福島県企業局いわき事業所の所掌する請負工事で、次の事項について審議するものとする。

- (1) 福島県企業局請負工事成績評定要綱第7条に基づき通知した評定について同要綱第10条により契約権者から意見を求められた事項
- (2) その他工事成績評定の運用に係る事項

(委員会の委員及び組織)

第3 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 次長（業務）
- (2) 次長（総務）
- (3) 施設管理課長
- (4) 当該工事検査員
- (5) 当該工事監督員
- (6) その他、委員長が必要と認める職員

2 委員長は、次長（業務）とする。

3 委員長に事故があるときは、次長（総務）が職務を代理する。

(委員会の招集)

第4 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 請負者から説明を求められた内容等について、軽易で事務的に処理できるものについては、委員長の了解のもとに、処理できるものとする。

(委員会の庶務)

第5 委員会の庶務は、いわき事業所総務課が行う。

附則

1. この規則は平成21年10月1日から施行する。

## 福島県企業局請負工事成績評定要綱の運用

### 第5条第3項関係（評定表等及び評定の手順）

評定表等とは次のものをいう。

- ・ 土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）
- ・ 工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）
- ・ 工事成績採点表「既済」（様式第4-2号）
- ・ 考查項目別集計表（様式第4-3号）
- ・ 考查項目別採点表（様式第4-4号）

検査の結果、修補があった工事については、修補前の状況で評定するものとする。

なお、上記様式は「福島県請負工事成績評定要綱」において別に定める「工事成績採点の手順」によるものとする。

### 第9条関係

「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。

### 附則

- 1 この運用は平成21年10月1日から施行する。

## 工事成績採点の手順

(要綱第5条3関係)

土木・建築(設備)工事成績評定表の(様式第4号)及び工事成績採点表「竣工・一部竣工」「既済」(様式第4-1号及び様式第4-2号)、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用一覧表又は考査項目別集計表の(様式第4-3号)並びに細目別評定採点表又は考査項目別採点表の(様式第4-4号)の記入は、次の手順により行うものとする。

手順1. 第1評定者は工事契約と同時に別紙-5①~⑦「施工プロセス」のチェックリスト及び別紙-5⑧~⑨「法令遵守等」のチェックリストによりチェックを行い、それを基に工事成績採点の考査項目別運用表の別紙-1①~⑥に記入する。また、別紙-1⑦~⑩の該当考査項目にも記入し、様式第4-3号にチェックし、該当項目のa~eを判定する。

次に、様式第4-1号の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点(65点)から加減を行う。

また、「法令遵守等」のチェックリストで該当する事例があった場合は、速やかに担当課長に報告すること。チェックリストは工事完成後に第1評定結果とともに第2評定者へ提出するものとする。

手順2. 第1評定者は別紙-1⑫~⑮高度技術(高度技術は上席の職員との合議)別紙-1⑯~⑲創意工夫、別紙-1⑳環境対策を該当キーワード数の数の重みを勘案して評点し、様式第4-1号に手順1同様に行う。ただし、創意工夫については請負業者からの提案あったものを評価する。

また、様式第4-4号も併せて記入する。

手順3. 第2評定者は別紙-2①~②工事成績採点の考査項目別運用表で総合的に判断し様式第4-3号にチェックしてa~eを判定する。次に、様式第4-1号の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点(65点)から加減を行う。

また、別紙-2③「法令遵守等」について、当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、該当する適応事例にチェックし、様式第4-1号の「9. 法令遵守等」欄で減点を行う。

なお、様式第4-4号も併せて記入する。

手順4. 様式第4号、様式第4-1号~様式第4-4号を第2評定者まで評定した後、契約権者の決裁を得てから、検査時に第3評定者に提出する。

なお、「法令遵守等」に該当があったチェックリストは、当該工事の担当課長が保管する。

手順5. 第3評定者は別紙-3①~②4の工事成績採点の考査項目別運用表に記入する。  
それを基に様式第4-3号にチェックし、該当項目の比率によりa~eを判定する。  
次に、様式第4-1号(又は様式第4-2号)の該当点数に○印を付し、加減点合計  
を算出し、標準点(65点)から加減を行う。  
また、様式第4-4号も併せて記入する。

- (注意1) 評定点の算出に当たっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。また、  
評定点合計は四捨五入により整数とする
- (注意2) 第3評定者は工事成績採点の考査項目別運用表(別紙-3①~②4)と様式第  
4号及び様式第4-1号~様式第4-4号を合わせて取りまとめる。また、工事  
成績評定表等は工業用水道課又はいわき事業所施設管理課に保管するものとす  
る。
- (注意3) 別紙-2③「法令遵守等」に関し、工事成績評定点の通知後において当該工事  
に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島県企業局請負工事成績評定要綱  
第8条に基づき評定の修正を行う。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年  
間とする。
- (注意4) 上記、各様式については「福島県請負工事成績評定要綱」の例によるものとす  
る。

#### 附 則

1. この手順は平成21年10月1日から施行する。